

空き家の活用に関する研修会

CPD単位申請中

空家等対策特別措置法が平成27年5月に全面施行され、空き家の実態調査や空家等対策計画策定の取り組みと共に空き家の相談会が多くの市町村で開催されています。この相談会では、空き家の利活用についての相談も多く、それに対応する専門的知識とともに、建築士に支援が求められています。そこで、既存住宅状況調査技術者の建築士を対象に空き家対策に関する知識、利活用の手法及び現場での研修を行い、相談者への適切な対応を行う担い手の育成を目指しています。

昨年度に行った研修会により、36名の修了者を登録しましたが、空き家に関する活用に向けての助言はより数多く求められています。今後はさらに、空き家対策に関する取り組みを始めた行政に参画すると同時に、他の専門家との連携体制の強化につながるよう、この研修会を開催したいと思います。

【開催日】 令和元年12月7日(土)、12月8日(日)、12月15日(日) 計3日
 【場所】 12月 7日(土) : 奈良県建築士会 1階会議室
 (予定) 12月 8日(日) : 奈良県建築士会 1階会議室
 12月15日(日) : 桜井市本町通3丁目(札の辻)



【定員】 30名
 【受講資格】 既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士
 【最少催行人数】 20名 (定員に満たない場合は開催されません。)

【受講料】 建築士会 会員 8,000円 会員以外10,000円
 (補講料) 補講希望者 3,000円/1日 ※平成30年度に開催をした研修会のうち履修されなかった日について

【申込】 奈良県建築士会 事務局までFAXにてお申し込みください。(0742-33-4333)
 【問合せ】 奈良県建築士会 事務局(電話) 0742-30-3111
 【締切】 令和元年10月20日
 【主催】 奈良県建築士会 住まいまちづくり委員会
 ※全てを受講された方は修了考査を受験でき、考査の成績により修了証を発行します。□
 修了者は市町村から要請があれば派遣されることがあります。

空き家の利活用に関する研修会 参加申込書 FAX0742-33-4333

【氏名】 : []
 【所属】 : [支部]
 補講を希望される方 : [受講日 12/7 ・ 12/8 ・ 12/15]
 【CPD番号】 : []
 【電話】 : [] ※受講日に連絡がつく番号
 【FAX】 : []

日時	講義テーマ	講師(予定)	日時	講義テーマ	講師(予定)
12月7日(土)受付9:00 9:30~9:50	ガイダンス 空き家管理・活用の担い手像	・奈良県建築士会 住まいまちづくり委員会	12月8日(日)受付9:00 9:20~10:20	空き家等の調査方法	・建築士
9:50~10:30	空き家の現状	・奈良県 住まいまちづくり課	10:20~10:50	空き家の技術的診断	・建築士
10:30~11:10	空家等対策の推進に関する 特別措置法概論	・桜井市 市民協働課	11:00~11:50	空き家の管理手法	・大和・町家バンクネットワーク
11:10~11:50	空き家等対策関連法1	・奈良県 建築安全推進課	13:00~14:00	空き家改修の手法	・建築士
13:00~13:45	空き家等対策関連法2	・司法書士	14:00~15:30	空き家の利活用の事例	・今井まちなみ再生ネットワーク
13:45~14:30	空き家等対策関連法3	・税理士	12月15日(日)受付12:10 12:30~13:30	空き家の利活用計画	・都市再生推進法人 桜井まちづくり株式会社
14:40~15:25	空き家等の相談会の内容	・空き家コンシェルジュ	14:00~16:00	空き家調査・改修事例 の現場実習の方法	・桜井市本町通3丁目(札の辻)
15:25~16:10	所有者と利用者のマッチング	・空き家コンシェルジュ	16:30~17:00	修了考査	